

定 款

第 1 章 総 則

(商号)

第 1 条 当社は、株式会社ディー・ディー・エスと称し、英文では、DDS, I n c. と表示する。

(目的)

第 2 条 当社は、次の事業を営むことを目的とする。

1. コンピューターシステム、ハードウェア、ソフトウェアの設計、開発、製造、販売及び輸出入
2. コンピューターシステム利用技術の開発、指導及びメンテナンス
3. コンピューター利用に関するコンサルタント業
4. コンピューターシステムによる情報管理、処理サービス
5. マーケティングリサーチの企画及び請負
6. モバイル機器の企画、設計、開発、製造、販売及び輸出入
7. アミューズメント機器の企画、設計、開発、製造、販売及び輸出入
8. セキュリティ機器の企画、設計、開発、製造、販売及び輸出入
9. 要素技術（画像認識、音声認識、生体認証、誤り訂正、暗号）及びマイコン組込技術を利用した電子機器用部品の企画、設計、開発、製造及び販売並びに輸出入
10. 情報技術を利用した家庭電化製品の企画、設計、開発、製造及び販売並びに輸出入
11. カーナビゲーションシステム、E T C等の道路交通情報システムの企画、設計、開発製造及び販売並びに輸出入
12. 産業用ロボット機器の企画、設計、開発、製造及び販売並びに輸出入
13. 生命及び生物情報科学技術の開発、利用及びその効果と影響に関する研究、試験調査
14. 特許権、著作権、著作隣接権、意匠権、商標権、工業所有権等の知的所有権の取得及びその運用並びに出願に関するコンサルタント
15. 企業の技術、販売、製造、企画等の業務提携の斡旋及び仲介並びに営業譲渡、資産売買、資本参加及び合併に関する斡旋並びに仲介
16. 投資事業組合財産の運営及び管理並びに投資事業組合財産持分の募集及び販売

17. 有価証券の取得、保有及び運用
18. 経営に関するコンサルティング業務
19. 一般及び特定労働者の派遣業務
20. 各種イベントの企画、制作、実施
21. 書籍、雑誌等の出版及び販売
22. 損害保険代理業
23. ナノテクノロジーを利用、応用した製品及び製造機器の研究、製造及び販売
24. 土地の改良、緑化及び資源の保全、開発等環境の整備に関する製品及び製造機器の研究、開発、製造及び販売
25. 半導体素子、電子回路及びその関連材料、部品、応用製品の研究、開発、製造及び販売
26. 不動産の取得、管理、賃貸及び処分
27. 前各号に附帯する一切の業務

(本店所在地)

第 3 条 当社は、本店を名古屋市に置く。

(機関)

第 4 条 当社は、株主総会及び取締役のほか、次の機関を置く。

1. 取締役会
2. 監査役
3. 監査役会
4. 会計監査人

(公告方法)

第 5 条 当社の公告は、電子公告により行う。ただし、電子公告によることができない事故その他やむを得ない事由が生じたときは、日本経済新聞に掲載して行う。

第 2 章 株 式

(発行可能株式総数)

第 6 条 当社の発行可能株式総数は 124,600,000 株とする。

(単元株式数)

第7条 当社の単元株式数は、100株とする。

(単元未満株式についての権利)

第8条 当社の株主は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない。

1. 会社法第189条第2項各号に掲げる権利
2. 会社法第166条第1項の規定による請求をする権利
3. 株主の有する株式数に応じて募集株式の割当て及び募集新株予約権の割当てを受ける権利

(自己の株式の取得)

第9条 当社は、会社法第165条第2項の規定により、取締役会の決議によって同条1項に定める市場取引等により自己の株式を取得することができる。

(株主名簿管理人)

第10条 当社は、株主名簿管理人を置く。

- (2) 株主名簿管理人及びその事務取扱場所は、取締役会の決議によって定め、これを公告する。
- (3) 当社の株主名簿及び新株予約権原簿の作成並びに備え置きその他の株主名簿及び新株予約権原簿に関する事務は、これを株主名簿管理人に委託し、当社においては取扱わない。

(株式取扱規程)

第11条 当社の株式に関する取扱い、株主の権利行使の手続き及び手数料は、法令又は本定款のほか、取締役会で定める株式取扱規程による。

第3章 株主総会

(招集)

第12条 当社の定時株主総会は、毎年3月にこれを招集し、臨時株主総会は、必要あるときに随時これを招集する。

(招集地)

第13条 当社の株主総会は、名古屋市内で開催する。

(定時株主総会の基準日)

第 14 条 当社の定時株主総会の議決権の基準日は、毎年 12 月 31 日とする。

(議長)

第 15 条 株主総会の議長は、あらかじめ取締役会の決議によって定めた取締役がこれにあたる。

当該取締役に事故があるときは、あらかじめ取締役会の定める順序により他の取締役がこれに代わる。

(株主総会参考書類等の電子提供措置)

第 16 条 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとるものとする。

(2) 当社は、電子提供措置事項のうち法務省令で定めるものの全部または一部について、書面の交付を請求した株主に対して交付する書面に記載することを要しないものとする。

(決議の方法)

第 17 条 株主総会の決議は、法令又は本定款に別段の定めがある場合を除き、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもって行う。

(2) 会社法第 309 条第 2 項に定める決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の 3 分の 1 以上を有する株主が出席し、その議決権の 3 分の 2 以上をもって行う。

(議決権の代理行使)

第 18 条 株主は、株主総会において、当社の議決権を有するほかの出席株主 1 名を代理人としてその議決権を行使することができる。

(2) 前項の場合には、株主又は代理人は、株主総会毎に代理権を証明する書面を当社に差し出さなければならない。

(議事録)

第 19 条 株主総会における議事については議事録を作り、これに議事の経過の要領及びその結果並びにその他法令に定める事項を記載または記録する。

第4章 取締役、取締役会及び執行役員

(員数)

第20条 当社の取締役は15名以内とする。

(選任方法)

第21条 取締役は、株主総会の決議によって選任する。

- (2) 取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。
- (3) 取締役の選任決議は、累積投票によらないものとする。

(任期)

第22条 取締役の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

- (2) 補欠又は増員により就任した取締役の任期は、在任取締役の任期の満了する時までとする。

(代表取締役及び役付取締役)

第23条 取締役会は、その決議によって代表取締役を選定する。

- (2) 取締役会の決議により、取締役社長1名、必要に応じて取締役会長1名、取締役副社長、専務取締役及び常務取締役若干名を定めることができる。

(執行役員)

第24条 取締役会は、その決議によって執行役員を選任し、業務を分担して執行させることができる。

- (2) 取締役会は、その決議によって役付執行役員を選定することができる。

(取締役会の招集権者及び議長)

第25条 あらかじめ取締役会の決議によって定めた取締役は、取締役会を招集し、かつ、その議長となる。

取締役会議長に欠員又は事故があるときは、あらかじめ取締役会で定めた順序により他の取締役がこれにあたる。

(取締役会の招集通知)

第26条 取締役会の招集通知は、会日の3日前までに各取締役及び各監査役に対して

発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。

- (2) 取締役及び監査役の全員の同意があるときは、招集の手続を経ないで取締役会を開くことができる。

(取締役会の決議方法)

第 27 条 取締役会の決議は、議決に加わることができる取締役の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

- (2) 当社は、会社法第 370 条の要件を充たしたときは、取締役会の決議があったものとみなす。

(取締役会の議事録)

第 28 条 取締役会における議事の経過の要領及びその結果並びにその他法令に定める事項については、これを議事録に記載又は記録し、出席した取締役及び監査役がこれに記名押印または電子署名することを要する。

(取締役会規程)

第 29 条 取締役会に関する事項は、法令または本定款のほか、取締役会において定める取締役会規程による。

(取締役の責任免除)

第 30 条 当社は、会社法第 426 条第 1 項の規定により、取締役会の決議をもって会社法第 423 条第 1 項の行為に関する取締役（取締役であったものを含む。）の責任を法令の限度において免除することができる。

- (2) 当社は、会社法第 427 条第 1 項の規定により、取締役（業務執行取締役等であるものを除く。）との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令の定める額とする。

(報酬等)

第 31 条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当社から受ける財産上の利益（以下、「報酬等」という。）は、株主総会の決議により定める。

第 5 章 監査役及び監査役会

(員数)

第 32 条 当社の監査役は 5 名以内とする。

(選任方法)

第 33 条 当社の監査役は、株主総会において選任する。

- (2) 監査役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の 3 分の 1 以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。

(任期)

第 34 条 監査役の任期は、選任後 4 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

- (2) 任期の満了前に退任した監査役の補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。

(補欠監査役)

第 35 条 法令に定める監査役の員数を欠くこととなる場合に備えて、株主総会において補欠監査役を選任することができる。

- (2) 補欠監査役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の 3 分の 1 以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。
- (3) 補欠監査役の選任の効力は、選任後 4 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。
- (4) 補欠監査役は、法令に定める監査役の員数を欠くこととなった場合に監査役に就任する。
- (5) 前項に基づき、補欠監査役が監査役に就任した際の当該監査役の任期は、補欠監査役に選任された時から起算して、4 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

(常勤の監査役)

第 36 条 監査役会は、その決議によって常勤の監査役を選定する。

(監査役会の招集通知)

第 37 条 監査役会の招集通知は、会日の 3 日前までに各監査役に対して発する。ただし、緊急の場合には、この期間を短縮することができる。

- (2) 監査役全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで監査役会を開くことができる。

(監査役会の決議方法)

第 38 条 監査役会の決議は、法令に別段の定めがある場合を除き、監査役の過半数をもって行う。

(監査役会の議事録)

第 39 条 監査役会における議事の経過の要領及びその結果並びにその他法令に定める事項については、これを議事録に記載又は記録し、出席した監査役がこれに記名押印又は電子署名を行う。

(監査役会規程)

第 40 条 監査役会に関する事項は、法令または本定款のほか、監査役会において定める監査役会規程による。

(監査役の責任免除)

第 41 条 当社は、会社法第 426 条第 1 項の規定により、取締役会の決議をもって、会社法第 423 条第 1 項の行為に関する監査役（監査役であったものを含む）の責任を法令の限度において免除することができる。

(2) 当社は、会社法第 427 条第 1 項の規定により、監査役との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令の定める額とする。

(報酬等)

第 42 条 監査役の報酬等は、株主総会の決議によって定める。

第 6 章 会計監査人

(員数)

第 43 条 当社の会計監査人は 1 名とする。

(選任方法)

第 44 条 会計監査人は、株主総会の決議によって選任する。

(任期)

第 45 条 会計監査人の任期は、選任後 1 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

(2) 前項の定時株主総会において別段の決議がなされなかったときは、当該定時株主総会において再任されたものとみなす。

(会計監査人の責任免除)

第46条 当社は、会社法第427条第1項の規定により、会計監査人との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令の定める額とする。

(報酬等)

第47条 会計監査人の報酬等は、代表取締役が監査役会の同意を得て定める。

第7章 計 算

(事業年度)

第48条 当社の事業年度は、毎年1月1日から同年12月31日までの1年とする。

(剰余金の配当の基準日)

第49条 当社の期末配当の基準日は、毎年12月31日とする。

(中間配当)

第50条 取締役会の決議により、毎年6月30日を基準日として、中間配当を行うことができる。

(配当金の除斥期間)

第51条 配当財産が金銭である場合は、その支払開始の日から満3年を経過してもなお受領されないときは、当社はその支払義務を免れる。

平成13年 6月15日改定
平成13年 10月19日改定
平成15年 3月31日改定
平成16年 12月7日改定
平成17年 6月1日改定
平成18年 3月29日改定
平成19年 3月29日改定
平成20年 3月28日改定

平成 21 年 3 月 25 日改定
平成 21 年 7 月 23 日改定
平成 22 年 12 月 21 日改定
平成 25 年 3 月 28 日改定
平成 25 年 11 月 14 日改定
平成 26 年 3 月 27 日改定
平成 28 年 3 月 25 日改定
平成 31 年 3 月 20 日改定
令和 4 年 11 月 30 日改定

附 則

第 1 条 2022 年 9 月 1 日から 6 か月を経過した日、もしくは同年 9 月 1 日から 6 か月以内に開催する最後の株主総会の日から 3 か月を経過した日のいずれか遅い日まで、次の定めを有するものとする。

当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類、事業報告、計算書類および連結計算書類に記載または表示をすべき事項に係る情報を、法務省令に定めるところに従いインターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。

(2) 本附則は、前項で定めるいずれか遅い日をもってこれを削除する。